

# 都市再生整備計画 事後評価方法書

## 可児駅東地区

平成 30 年 3 月

岐阜県可児市

(このページは、提出の際には添付する必要はありません。)

## 目 次

(1) 成果の評価.....	2
1) 都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況.....	2
(2) 実施過程の評価.....	5
1) モニタリングの実施状況の確認.....	5
2) 住民参加プロセスの実施状況の確認.....	5
3) 持続的なまちづくり体制の構築状況の確認.....	5
(3) 効果発現要因の整理.....	6
(4) 今後のまちづくり方策の作成.....	6
(5) 事後評価原案等の公表.....	6
(6) 評価委員会の審議.....	6
(7) その他の機会における有識者からの意見聴取の予定.....	6
(8) 事後評価に必要な経費に関わる予算措置の状況.....	6

### ※ 記入にあたっての留意事項

方法書提出様式の記入にあたっては、下記の点に留意してください。

1. 事後評価ならびにフォローアップの作業が円滑かつ確実に進められるよう、事後評価に関わる各評価項目の計測又は確認の時期、主体、手法等を具体的に記載してください。
2. 記入項目の詳細や記入例については「方法書作成の手引き」を参照してください。
3. 数値及び文章は、適宜、欄（枠）を拡張するなどして記入してください。

**(1) 成果の評価****1) 都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況****指標 1 : 暮らしやすさの満足度 (%)****A : 事前評価時の『従前値』の求め方**

①従前値の 基準時点	平成 25 年度アンケート調査をもとに設定。(平成 25 年 11 月実施)
②実施主体	都市計画課
③計測手法	・平成 25 年度アンケート調査をもとに ①市民の憩い・ふれあいの場であること、②買い物がしやすいこと、③高齢者が健康に安心して生活できること、④安心して子育てができること、について、満足・まあ満足と答えた割合の 4 項目平均値により計測する。

**B : 事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方**

④計測時期	平成 30 年 11 月				
⑤実施主体	都市計画課				
⑥データの 計測手法	・平成 30 年度アンケート調査をもとに ①市民の憩い・ふれあいの場であること、②買い物がしやすいこと、③高齢者が健康に安心して生活できること、④安心して子育てができること について、満足・まあ満足と答えた割合の 4 項目平均値により計測する。				
⑦評価値の 求め方	・「可児市子育て健康プラザ」開設後に計測することから、計測値時点を評価基準日(平成 31 年 3 月 31 日)の確定値とする。				
⑧確定/見 込みの別	<table border="1"><tr><td>●</td><td>確定</td></tr><tr><td></td><td>見込み</td></tr></table>	●	確定		見込み
●	確定				
	見込み				

**C : フォローアップ時の『確定値』の求め方**

⑨フォローアップ の必要性	<table border="1"><tr><td></td><td>あり</td></tr><tr><td>●</td><td>なし</td></tr></table>		あり	●	なし
	あり				
●	なし				
⑩計測時期					
⑪実施主体					
⑫計測手法					

<b>指標 2 :</b>	<b>交通利便性・安全性の満足度 (%)</b>	
<b>A : 事前評価時の『従前値』の求め方</b>		
①従前値の 基準時点	平成 25 年度アンケート調査をもとに設定。(平成 25 年 11 月実施)	
②実施主体	都市計画課	
③計測手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 25 年度アンケート調査をもとに</li> <li>①バリアフリーに配慮した空間を提供する効果【アンケート調査設問④-1】 ②安心して公共交通機関が利用できる駅前広場の効果【アンケート調査④-5】について、満足・まあ満足と答えた割合の 2 項目平均値により計測する。</li> </ul>	
<b>B : 事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方</b>		
④計測時期	平成 30 年 11 月	
⑤実施主体	都市計画課	
⑥データの 計測手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 30 年度アンケート調査をもとに</li> <li>①バリアフリーに配慮した空間を提供する効果【アンケート調査設問④-1】 ②安心して公共交通機関が利用できる駅前広場の効果【アンケート調査④-5】について、満足・まあ満足と答えた割合の 2 項目平均値により計測する。</li> </ul>	
⑦評価値の 求め方	・計測時期に駅前広場等は概ね完成しているため、当該計測時点を評価基準日(平成 31 年 3 月 31 日)の確定値とする。	
⑧確定/見 込みの別	●	確定 見込み
<b>C : フォローアップ時の『確定値』の求め方</b>		
⑨フォローアップ の必要性	●	あり なし
⑩計測時期		
⑪実施主体		
⑫計測手法		

<b>指標 3 :</b>	<b>区域内幹線道路の歩行者空間のバリアフリー化 (%)</b>	
<b>A : 事前評価時の『従前値』の求め方</b>		
①従前値の基準時点	平成 25 年度末 (平成 26 年 3 月 31 日時点)	
②実施主体	都市計画課	
③計測手法	整備管理台帳をもとに、区域内 1.2 級市道等について、2.5m 以上歩道延長 / 整備予定延長を計測する。	
<b>B : 事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方</b>		
④計測時期	平成 30 年 10 月	
⑤実施主体	都市計画課	
⑥データの計測手法	整備管理台帳をもとに、区域内 1.2 級市道等について、2.5m 以上歩道延長 / 整備予定延長を計測する。	
⑦評価値の求め方	計測時点では、平成 30 年度の整備は完了していないため、平成 30 年度の事業予定を見込んで、評価基準日 (平成 31 年 3 月 31 日) の評価値を計測する。(見込値)	
⑧確定 / 見込みの別	<input type="checkbox"/>	確 定
	<input checked="" type="checkbox"/>	見込み
<b>C : フォローアップ時の『確定値』の求め方</b>		
⑨フォローアップの必要性	<input checked="" type="checkbox"/>	あ り
	<input type="checkbox"/>	な し
⑩計測時期	道路整備が完了した時点から概ね 3 か月以内	
⑪実施主体	都市計画課	
⑫計測手法	整備管理台帳をもとに、区域内 1.2 級市道等について、2.5m 以上歩道延長 / 整備予定延長を計測する。	

## (2) 実施過程の評価

### 1) モニタリングの実施状況の確認

#### A : 都市再生整備計画への記載状況および実施状況

- ア■ 都市再生整備計画に実施することを記載した  
イ□ 都市再生整備計画に記載しなかった  
ウ□ 都市再生整備計画に記載はないが実施した

#### B : 実施事項 (※Aで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入)

交付期間中において、各種事業を円滑に進め、目標達成のために確実な成果をあげるため、事業の進捗や指標の達成状況について確認し、適宜、各事業の取組みについて必要な見直しを図る。

#### C : 事後評価時の確認方法

- ①時 期 平成 30 年 3 月  
②確 認 先 都市計画課  
③確認方法 モニタリングシートをもとに、中間評価を実施する。

### 2) 住民参加プロセスの実施状況の確認

#### A : 都市再生整備計画への記載状況および実施状況

- ア■ 都市再生整備計画に実施することを記載した  
イ□ 都市再生整備計画に記載しなかった  
ウ□ 都市再生整備計画に記載はないが実施した

#### B : 実施事項 (※Aで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入)

「子育て・健康・賑わい」空間の活用等について、市民や関係団体等の参加・協力により実施する。

#### C : 事後評価時の確認方法

- ①対 象 可児市子育て健康プラザ 市民ワークショップ  
②時 期 「可児市子育て健康プラザ」開設後 (平成 30 年 10 月)  
③確 認 先 都市計画課  
④確認方法 活動記録で実施状況を確認する。

### 3) 持続的なまちづくり体制の構築状況の確認

#### A : 都市再生整備計画への記載状況および実施状況

- ア■ 都市再生整備計画に実施することを記載した  
イ□ 都市再生整備計画に記載しなかった  
ウ□ 都市再生整備計画に記載はないが実施した

#### B : 実施事項 (※Aで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入)

駅前広場等の美化活動等について、市民や関係団体等の参加・協力により実施する。

#### C : 事後評価時の確認方法

- ①対 象 ロードサポーター・花いっぱい運動等の実施の活動状況を確認する  
②時 期 「可児市子育て健康プラザ」開設後 (平成 30 年 10 月)  
③確 認 先 都市計画課  
④確認方法 活動記録で実施状況を確認する。

### (3) 効果発現要因の整理

①時 期	平成 30 年 11 月
②実施主体	都市計画課
③検討体制	都市計画課が主管課となり、事業に係わる全ての課による庁内の横断的な組織（ワーキンググループ）を設置し、検討会議を開催する。

### (4) 今後のまちづくり方策の作成

①時 期	平成 30 年 11 月
②実施主体	都市計画課
③検討体制	上記のワーキンググループによる検討会議を設けて、ブレイン・ストーミングにより整理する。

### (5) 事後評価原案等の公表

	原案の公表	評価結果(最終)の公表
①時 期	平成 31 年 1 月	平成 31 年 3 月
②実施主体	都市計画課	都市計画課
③公表方法	市ホームページに掲載するほか、都市計画課での閲覧を行う。市広報誌で掲載を告知する。 掲載期間は 2 週間とする。	市ホームページに掲載するほか、都市計画課での閲覧を行う。市広報誌にて掲載を告知する。 掲載期間は原則 5 年間とする。

### (6) 評価委員会の審議

①時 期	平成 31 年 2 月
②実施主体	都市計画課
③設置・運用方法	可児市都市再生整備計画事業評価委員会設置マニュアルに基づき、評価委員会を設置・運営する。

### (7) その他の機会における有識者からの意見聴取の予定

①聴取方法	なし
-------	----

※ (3) ~ (6) の検討以外に市町村で任意に有識者から意見聴取を予定する場合に記入

### (8) 事後評価に必要な経費に関わる予算措置の状況

①予算措置の状況	ア <input type="checkbox"/> 費用は発生しない イ <input checked="" type="checkbox"/> 費用は発生するが、予算措置を講じている ウ <input type="checkbox"/> 費用は発生するが、予算措置は講じていない エ <input type="checkbox"/> その他 ( )
----------	---